

施設型給付を受ける幼稚園（新制度幼稚園）への移行に関するご案内

表題の通り、当園は令和5年度より施設型給付を受ける幼稚園（以下、新制度幼稚園）への移行を予定しております。「施設型給付」とは、平成27年度よりスタートしている子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)によって、新たに創設された仕組みであり、全国的には既に移行済みの幼稚園も数多く存在しております。この新制度は、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを前提としており、当園もその方針に共感し移行を進めることといたしました。なお、新制度幼稚園に移行することで、入園手続きや保育料の概念が一部変更となりますが、保育料のご負担が大きく変わることや幼稚園の教育内容、活動内容が変更となることは一切ございません。以下、変更となる点につきまして、お知らせいたします。

◆新制度幼稚園に移行することで変更となる点

1. 入園手続きについて

- ・ 新制度幼稚園を利用する場合は、当園での入園手続きの他に、教育・保育給付認定（1号認定）を受ける必要があります。無償化に伴い、現在取得されている施設等利用給付認定（新1号認定）とは別の認定となります。
- ・ 現在、満3歳、年少、年中の各クラスに在籍中の園児につきましては、新たに1号認定を受けるための手続きが必要となります。具体的な手続きについては、対象となる保護者に別途、直接ご案内いたします。
- ・ 令和5年度より新たにご入園される方につきましても、対象となる保護者に別途、直接ご案内いたします。

2. 保育料について

- ・ これまでは当園が定める保育料、及び実費を徴収しておりましたが、新制度幼稚園に移行することで、ご家庭の所得に応じて自治体が定める保育料+実費徴収+特定負担額と切り替わります。

◆現状

$$\text{保護者負担} = \text{当園が定める保育料} + \text{実費徴収（上乗せ徴収）}$$

↑
無償化によって、
保育料に対して25,700円を超えた分をご負担いただく



◆令和5年4月より

$$\text{保護者負担} = \text{自治体が所得に応じて定める保育料} + \text{実費徴収（上乗せ徴収）}$$

↑
無償化によって、一律0円

* 実費徴収とは、バス代、給食費、制服代、教材費代などです。

* 特定負担額とは、冷暖房費などです。当園は、特定負担額の徴収はございません。